

教宣 せぶん

法令を無視する異様な出方

真の経営者の登場願う

中労委命令を不服として会社が国を相手に起した行政訴訟が始まりました。当事者である私たちは「参考人」としてこの訴訟に参加していくわけですが、法令遵守を経営方針に掲げる企業は、「命令」を履行したうえで、内容に不服があるなら提訴する、という法令に則った正しい道順を歩むべきです。中労委命令を履行せずに行政訴訟を起している姿は、明確な労働組合法違反であり、どう見ても異常です。

昨年11月27日、「アイルランドの子会社との間で締結した地震保険の再保険契約は所得隠しだ」と国税局から指摘されたことを不服として、旧東京海上が起した税務訴訟の第一審判決が出されました。翌日、「勝訴した」というレターが全社員に発せられましたが、このレターには当社から見た事実関係が詳しく記されています。「2002年度に東京国税局の税務調査を受け、当社のアイルランド子会社が行った再保険取引に関して02年3月期までの5年間において所得隠しを行ったとの指摘を受け、2003年5月に重加算税を含む追徴課税処分（更正処分）を受けた」とこの事件の発端が書かれていますが、この文章を読んでわかるように、会社はどんなに国税局の指摘が誤っていると思っても、そこに大きな「見解の相違」が生じているとわかっているにもかかわらず、ひとまず「国」の主張を受け入れ、重加算税を含む更正処分に従っています。そのうえで、しかるべき手順をふまえ、「納得いかない」と東京地裁に提訴しているのです。これが正しい道順です。この事件は「国」側が控訴したことによって、どういう結末を迎えるかわかりませんが、どうして会社は「不当労働行為事件」では、同じように正しい道順を歩めないのでしょうか？

また、会社が国税局の更正処分の取り消しを求める訴訟を東京地裁に起した

のは05年12月。3カ月後の翌年2月2日に、私たちが「地位確認訴訟」を提起したわけですから、会社はほぼ同時期に、「原告」と「被告」という立場の異なる訴訟を東京地裁で抱えていたこととなります。しかし、私たちの提訴によって被告になった会社は、提訴した私たちが所属する組合員に対し、「転進支援策は講じない」という報復手段に打って出ました。自らは「納得できない」と国を相手に訴訟を起しておきながら、自らが起こされた訴訟に対しては「けしからん」と報復措置をとってきたわけです。税務訴訟に例えるなら、納得できないと提訴した東京海上社に、国税局が「けしからん」と法人税率を引き上げてきたようなものですから、いかにあの「報復措置」が理不尽なものだったのか、ここにも会社の異常さが際立ちます。

法令遵守を経営方針に掲げる経営者が、私たちへの対応に「正しい判断ができない」「冷静になれない」のは、どう見ても異様です。「変革」を説く経営者がいつまでも旧態依然の「歪んだこだわり」にしがみついているのは示しがつきませんし、法令を無視してまで繰り返される不当労働行為の数々を、私たちは決して許すことができません。

誰に対しても、どんな時でも、どんな立場になっても、「法令」に則った正しい判断ができる真の経営者に、一日も早く登場して欲しいと思います。